

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(◎)に該当するものを除くことと判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(◎)に該当するものを除くする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の概要		
300418001	30年4月18日	30年5月24日	30年6月15日	地域金融分野の企業結合審査に関する運用指針の新設	<p>地方銀行の経営戦略上の選択肢を拡大する観点から、地域金融分野の企業結合審査に関する運用指針を新設する。新設する運用指針は、地域シェア等の画一的な基準を偏重することなく、経営統合の目指すビジネスモデルやその実践を総合判断する。</p> <p>【提案理由】 わが国は、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎えており、東京をはじめとする大都市への人口集中も進行している。また、実質的な金融緩和政策の長期化に伴い、地方銀行の基礎体力は徐々に奪われつつある。こうした厳しい環境下、地方銀行各行が持続可能なビジネスモデルを追求しており、地域経済の中長期的な発展に寄与していく観点から、徹底した経営の効率化や、複数行によるアラウンス、他業態との提携などと同様に、経営統合もまた、経営戦略上の重要な選択肢の一つとなっている。</p> <p>ところで、公正取引委員会は、経営統合案が、独占禁止法(以下、法)の禁じる「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合」(法第10条～第16条)に該当しないよう、審査を行っている。審査にあたっては、「法適用の透明性」や「事業者の予測可能性」を高めるため、「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」(以下、指針)を策定・公表している。</p> <p>指針は、「一定の取引」の対象を「役務」を含む「商品」としている。指針「第2一定の取引分野」一定の取引分野の範囲の基本的考え方)とし、指針における説明・例示は、「商品」が有体物であることを念頭に記述されている(例えば、「ある商品が取引対象商品と同一の用途に用いられ得るかは」「商品の大きさ、形状等の外形的な特徴や、強度、可燃性、耐熱性、融解性等の物性上の特性、純度等の品質、規格、方式等の技術的な特徴などを考慮して判断される」と)指針「第2一定の取引分野」2商品の範囲(1)用途)」。このため、有体物ではなく、金融サービスを提供している地方銀行にとって、指針は、その本来の目的とする、審査の透明性や予測可能性を高める機能を果たしていない。</p> <p>地方銀行は、株式会社形態の一民間企業であると同時に、地域経済におけるインフラを提供する公共的使命を負っている。こうした認識のもと、人口減少地域においても可能な限り店舗網を維持し、幅広い顧客に金融サービスを提供していく努力を続けており、それが実行的コスト負担している。経営統合が最善の選択肢と判断されるにもかかわらず、それが実行できない場合には、地域経済に対するインフラ機能の提供や中長期的な発展への貢献が十分にできなくなるおそれがある。</p> <p>こうした事態を回避する観点から、地方銀行を当事者とする企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針の新設・公表を要する。また、新たに策定する指針においては、次のような、銀行業務の固有な代替性や年々進化する情報変化を踏まえ、地域における貸出額シェアなどに基づく画一的な判断が行われることがないよう要望する。</p> <p>① 銀行の提供する金融サービスは均質性が高いほか、企業は複数の金融機関と取引を行っているが、供給者・需要者の双方からみて代替性が高いこと。 ② 金融機関店舗の設置は画一的に可能であり、一定地域に競争制により超過利潤が発生した場合には、他地域の金融機関による店舗新設を伴う本格的な参入が容易であること。 ③ 銀行以外の企業による、代替的な金融サービスの提供が拡大していること(例えば、各種アプリを利用した送金、投資等を利用した資産運用、リース、各種ファンド、クラウドファンディングを利用した資金調達)。 ④ インターネット・バンキングなどネット化の進展や高速交通網の整備により、隔地間の金融取引が一層容易になっていること。 ⑤ 近隣金融機関同士の経営統合や提携が進んでおり、金融取引の地理的範囲が拡大していること。</p> <p>現実にも、全国各地の金融機関間では、極めて活発な競争が行われている。また、地域シェアの高低と貸出金利の高低には相関はない旨の分析結果が示されている(「金融仲介の改善に向けた検討会議報告」『地域金融の課題と競争のあり方』(2018年4月))。</p> <p>経営統合後の状況については、金融庁が、金利などの融資条件や金融サービスの質をモニタリング可能であり、競争制限的行為が金融の円滑を妨げる場合には、金融監督上の是正命令が発せられる仕組み(銀行法第26条第1項)となっている。また、仮に、競争の実質的制限が生じた場合にも、公正取引委員会は、必要に応じて独占禁止法に基づく排除措置命令の発動により、対応できる仕組みとなっている。金融監督上の是正命令や競争政策上の排除措置命令は、実際に発動するまでもなく、命令の存在自体が競争制限的な行動に対する強い抑止効果を持つと考えられる。</p> <p>なお、公正取引委員会は、経営統合後の地域シェアが高すぎると判断した場合には、統合当事者に店舗や貸出債権の譲渡等の対応を求める場合がある。しかしながら、こうした対応が顧客の同意を得ずに行われれば、企業と金融機関で構築してきた中長期的な取引・信頼関係を損ない、顧客に不安・不利益をもたらすと考えられる。</p>	独占禁止法第10条、第15条、第15条の3、第15条の4、第16条	現行制度下で対応可能	<p>「全国地方銀行協会の提案(以下「提案」という。)においては、この企業結合ガイドラインについて、具体物で表現した記載となっており、金融サービスを提供している地方銀行にとって審査の透明性や予測可能性を高める機能を果たしていないとの指摘がなされている。この点、企業結合ガイドライン第2の1において明示しているとおり、「商品」という語の中には「役務」が含まれ、記述を簡潔にする観点から単に「商品」という語を使用しているにすぎない。企業結合ガイドラインの一部例外的記述において、商品のみを念頭に置いて記述が存在するのは事実であるが、大部分の記述は「商品」を「役務」と置き換えても、役務に関する企業結合審査の考え方は明確になっている。</p> <p>また、企業結合ガイドラインにも記載のあるとおり、公正取引委員会は審査の透明性や予測可能性を高めるため、企業結合を計画している事業者の参考にすると思われる事項について、従、その審査内容を公表してきており、例えば、メディアと出席デジタル機構の統合案件(電子書籍取次業)(平成28年度)、損保ジャパン日本興亜ホールディングスとメッセージの統合案件(介護事業)(平成27年度)など、役務に関する多数の事例について、企業結合ガイドラインに基づき審査を行い、その結果を公表してきた。</p> <p>また、提案の中では、地方銀行については、民間企業であると同時に、地域経済におけるインフラを提供する公共的使命を負っているとの考え方が示されている。この点、金融機関について、地域経済におけるその必要性や役割といった観点から「経済インフラ」、「社会インフラ」、「地域金融インフラ」等と呼ばれられることもあると承知しているが、公正取引委員会は、銀行が、経営の安定性確保のために他の銀行等と企業結合することと否定しているのではない。</p> <p>しかしながら、計画された企業結合の結果、取引先、需要者や消費者の安定性が狭まる一方、当事業会社が有利な立場となり、利益が上がると、当事業会社の経営の安定性確保という目的が達成されるということでは、取引先等に不利益が及び得ては、少し長い目で見れば、当事業会社の競争も弱まることになり、健全な競争インフラの機能を果たせなくなることを懸念する。このため、このような観点と併せて、健全な競争インフラの企業結合は適切に行い、数回再編の選択肢の中から別の方法を考えていただく方がよいと考える。</p> <p>さらに、提案においては、地方銀行を当事者とする企業結合審査について、地域における貸出額シェア等に基づく画一的な判断が行われるべきではないとの指摘もなされているが、公正取引委員会は、この点も、企業結合審査を行う際に、県内シェアにより画一的に判断することとは行っていない。</p> <p>公正取引委員会は、個別事業の企業結合審査において、企業結合ガイドラインの考え方に従い、当事業会社と競争事業者のシェアだけで判断するのではなく、当事業会社の従来の競争状況、競争者の供給力等を踏まえて競争者からの競争力評価とともに、参入圧力、参入圧力、隣接市場からの競争圧力、需要者からの競争圧力等の様々な考慮要素を総合的に勘案して、当該企業結合が独占禁止法に違反するかどうかを判断している。</p> <p>実際に、第四銀行と北越銀行の統合事業において、競争上の影響が最も大きいと考えられたため重点的に審査を行った「事業性貸出し」について、企業結合ガイドラインの考え方に従い、以下のとおり、提案において具体的な指針を記載している。①から④までの点については検討も実施した上で慎重な判断を行っている。</p> <p>① について、需要者がどの金融機関と取引を行っているか(中小企業の約6割が当事業会社以外の競争事業者からも借入れを行っている)や、需要者がどの金融機関を代替性が高いとみているかなどについて、ヒアリングやアンケート調査等を踏まえて判断している。</p> <p>② について、参入についても、企業結合ガイドラインの考え方に沿って検討を行っており、制度上の参入障壁は存在しないものの、過去5年間の参入実績や新店舗の設置を予定する金融機関の有無といった実態を踏まえて、本件においては参入圧力が無いものと認定している。</p> <p>③ について、いわゆるデジタル企業やクラウドファンディングにもなるなど、従来の金融機関からの借入れ以外の新たな借入れについても、実態を踏まえ、本件における事業性貸出しについてはそうした借入れの実態は認められず、また、当参入圧力として働くことは見込まれないとの判断を行っている。</p> <p>④及び⑤について、インターネットなどの通信端末を介した取引を中心とする、いわゆるネット銀行による事業性貸出しの実態についても調査したが、新潟県においては貸出し実績は確認できなかった。また、新潟県に支店を置く八十二銀行等の他県の地銀や都市銀行からの競争圧力についても適切に評価したほか、新潟県外に所在する金融機関の店舗からの競争圧力についても適切に評価したほか、新潟県外に所在する金融機関の店舗からの競争圧力についても適切に評価した。そのような取扱いが借入れを行っている小企業はほとんど存在しない実態等を踏まえ、中小企業向けの事業性貸出しについて県外に所在する店舗からの競争圧力は無いと認定した。</p> <p>提案の中で「金融仲介の改善に向けた検討会議報告」『地域金融の課題と競争のあり方』(平成30年4月)において、地域シェアの高低と貸出金利の高低には相関はないとされていることが引用されているが、各金融機関の金利は当該金融機関のシェアだけでなく地域ごとの特性(優良顧客の割合等)や当該金融機関の戦略(ターゲットとする顧客層等)等に応じて決まるものである。一般に、それらを考慮に入れずにシェアのみで分析しても、妥当な結論は得られない。</p> <p>また、一般に、競争の活発でない県においては、シェアの高い金融機関でもシェアの低い金融機関でも金利は高止まりする傾向があること、必ずしも金利が高い金融機関ほど金利が高い(金利の低下幅が小さい)という仮定を置いて分析すること自体適切ではない。</p> <p>なお、日本銀行の分析(金融システムレポート別冊シリーズ(2015年5月))によれば、クロスセクター間のデータを用いた分析で、HHIが高いほど金利が高いとの結果が紹介されている。また、提案において、経営統合後の状況については金融庁によるモニタリングが可能であるとされている。</p> <p>この点、貸出金利等のモニタリングには、企業結合によって失われる競争を回復する効果はなく、また、当事業会社の重要な競争手段である金利設定等を直接的に規制し、当事業会社による顧客への余力を奪い取るものであり、結果的に当該市場の活性化を阻害することにもつながるものがあることから、当初「開け出し」の内容の企業結合でなければならず、競争を回復し、引き続き競争が維持されるようにするための問題解決措置として、これだけで適切なものとは高くない。</p>				

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○：再検討が必要(◎)に該当するものを除くことと判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎：各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○：所管省庁に再検討を要請(◎)に該当するものを除く事項
 △：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類			対応の概要
300914013	30年9月14日	30年10月11日	30年12月18日	地域活性化ファンドに限定した5%ルール要件緩和	<p>(1) 要望の具体的内容 地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、5%ルールに抵触するため少額出資しかできない。銀行本体で、管理運営ができるGP(無限責任組合員)について、地域活性化ファンドを組成する場合に限り、5%ルールを撤廃していただきたい。</p> <p>(2) 要望理由(弊害の具体的内容等) 現状、地域活性化ファンドを組成する際、銀行は、GPとしてファンドに出資を行うつつ管理・運営を行う場合と、LPとしてファンド出資のみを行う場合がある。このうちGPは、議決権保有規制(5%ルール)の規制対象となっており出資額が限定されるため、その額以上に出資を希望する際には、銀行の関連会社(連結子会社であるリース会社、ベンチャーキャピタル等)がGPとなり管理・運営を行ない、銀行はLPとして出資のみを行う場合が多く、また、関連会社では、専門知識を持った人員が不足していることから、積極的にファンドを組成することが難しい要因となっている。</p> <p>現行規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止や、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするために設けられるが、地域活性化ファンド組成に際しては、規制の実効性は十分に確保されると考えられる。また、出資に係る規制が緩和されれば、銀行が、ファンドの管理・運営面と資金面の両面で関与することが可能となり、ファンド組成の活性化が期待できると考えられる。</p> <p>(3) 制度の現状 地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、議決権保有規制(5%ルール)に抵触するため少額出資しかできない。</p>	一般社団法人第二地方銀行協会	公正取引委員会 金融庁	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%、以下同じ。)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(以下単に「無限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得することにより議決権を保有する場合については、同項の適用が除外されています。しかしながら、無限責任組合員が議決権を行使することができる場合、議決権の行使について無限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員(以下単に「無限責任組合員」という。)に指図を行うことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令(独占禁止法施行令第17条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有する場合には、同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、これらに該当する場合には、あらかじめ公正取引委員会の認可を受ける必要があります(同項ただし書)。	独占禁止法第11条 銀行法第16条の4	対応不可	<p>貸出金利等のモニタリングの措置が問題解消措置として妥当なものとして認められるのは、複数事業者による競争が成立し得ないほど市場規模が小さいなどのため、そもそも引き続き競争が維持されるようにするための問題解消措置が考えられないといった例外的な場合や、競争を回復させるための措置を講じるまでに一定の期間を要するケースで当該措置を講じるまでの間に暫定的に用いられる場合などに限られる。</p> <p>なお、企業結合により競争の実質的制限が生じた場合に、事後的に当事業に對して株式の処分等を命ずることは、事業者にとつての負担が大きいため、一定規模の事業者が企業結合する場合には、公正取引委員会に事前に出出を行い、公正取引委員会が当該企業結合によつて競争を実質的に制限することとなるか否かを審査を行う仕組みとなっている。企業結合の出出受理後の一定の期間内に公正取引委員会が当該企業結合に對して排除措置命令を行わなかった場合、企業結合の実施後に競争の実質的制限が生じたとしても、その時点で排除措置命令を発出することはできない制度となっている。</p> <p>公正取引委員会は、届出のあった企業結合計画について、それが独占禁止法に違反するかどうかを判断するものであり、当該企業結合計画が独占禁止法に違反する場合、当事業がどのように対応するか(当該企業結合計画を断念し別の企業結合計画を考へるか、必要な問題解消措置を採るか)などは、当事業の判断に委ねられる。また、当事業が問題解消措置を採る場合、当初に届け出た内容の企業結合では失われてしまう競争を回復し、引き続き競争が維持されるようなものである必要があるが、問題解消措置としてどのような措置を講じるかを約束し、これを実行するのは当事業であるため、公正取引委員会は、当事業が実行可能と判断した具体的な問題解消措置の提示を受け、検討を行うこととなる。</p> <p>公正かつ自由な競争環境が損なわれると、銀行から融資を受けにくい中小企業などの需要者にとつて十分な選択肢がなくなる結果、需要者が不利益を被るだけでなく、企業結合の当事業が創意工夫を凝らし、経営資源を活用して新たな需要を創出する等の努力を放棄することとなるため、企業結合の当事業にとつても成長の機会を逸することとなり、ひいては経済全体の活性化をも損なうこととなる。</p> <p>公正取引委員会は、引き続き、公正かつ自由な競争を維持し、経済の持続的な発展と需要者・消費者の利益を確保するため、競争の実態を的確に把握し、競争が実質的に制限されることとなるかどうか、需要者、例えば、銀行から融資を受けている中小事業者にとつて十分な選択肢が確保できないような状況になるかどうかといった、企業結合が競争に与える影響を慎重に審査し、適正に判断している。</p>	◎	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
300928118	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	独禁法上の5%ルールの緩和	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 銀行がファンドにLP出資した場合、銀行法上の議決権保有規制においては、ファンドが保有する議決権は、原則として含まれないこととされている(銀行法施行規則第1条の3第1項第3号)。以前は、10年を超えてファンドが保有する議決権は、斯かる対象から除外されていたが、平成26年4月改正により撤廃されている。 一方、独禁法は同種の制約が引き続き残っており(独禁法第11条第1項第4号、同施行令第17条)、銀行法と独禁法で齟齬が生じている。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行等の議決権保有規制の適用除外事由から除かれる場合として規定されている独禁法第11条第1項第4号の「政令で定める期間を超えて保有する場合」を撤廃。</p> <p>【要望理由】 銀行が、ファンドへのLP出資を通じた株式出資により企業に資金供給している場合において、当該企業の取り巻く環境等によっては、必ずしも10年以内にファンドが株式を売却することができないケースもあろう。 この場合、改正前の銀行法施行規則においては、10年を超えてファンドが保有する議決権は、議決権保有規制の適用除外から除外されており、10年を超えたときから、議決権としてカウントする必要が生じていた。 しかし、平成26年4月改正により斯かる制約は撤廃されており、ファンドが10年を超えて保有した場合も、議決権としてカウントする必要はない。 一方で、独禁法においては、引き続き同様の制約が残っており、ファンドが10年を超えて保有する場合は、議決権保有規制上の議決権として合算する必要があり、5%を超えて保有することは禁止される。そのため、LPに銀行が含まれる場合においては、結合の存続期間を10年以内とすることが一般的とされており、10年を超える長期的な投資の妨げとなっている懸念がある。公正取引委員会の認可を受ければ、5%超であったとしても10年経過後も保有することが可能であるが、認可を必ず取得できるか否かはファンド組成段階では不明確である。 独禁法上の議決権保有規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止と見られるが、ファンドの投資先の会社の議決権を行使する権限を有するのはGPのみであり、LPは当該権限を有さず。また、独禁法11条第4号において除外されていること(銀行法施行規則第1条の3第1項第4号)に抵触することはないとされている。よってたとえ10年を超えてLP出資をしても、ファンドの投資先の会社に対しLPである銀行の支配力が生じることはないことから、所有期間の制限は設けなくとも規制の実効性は十分に確保できるものと考えられ、銀行法との齟齬は撤廃して頂きたい。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制している。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下単に「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得等することにより議決権を取得等する場合には、同項の適用が除外されています。 しかしながら、当該議決権を有することとなった日から政令(独占禁止法施行令第17条)で定める期間(10年)を超えて当該議決権を保有する場合等については同項が適用されるため(同項第4号ただし書)、当該期間を超えて議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない(同項ただし書)。 当該期間を超えて保有する議決権の保有は、認可制度の運用において、キャピタルゲインを得ることを目的とした当面の期間の議決権の保有であると認められる等の要件を満たせば、一定の期限を付して認められます。	独占禁止法第11条	独占禁止法第11条	対応不可	独占禁止法第11条第1項第4号が議決権保有に係る期間制限を設けているのは、同項本文に規定する議決権保有規制の適用を除外する期間を、議決権保有が投資目的であることが担保され、事業支配を目的とする議決権保有ではないと認められる期間に限る趣旨ですが、組合契約上、議決権の行使及びその指図を行うことができない場合であっても、議決権保有を背景とした実質的な影響力の行使等により、事業支配力の過度な集中等の問題が生じおそれないことから、期間制限を撤廃することは適当ではありません。 なお、当該期間を超えて保有する議決権の保有に係る認可の基準については、「日本再生加速プログラム」について(平成24年11月30日閣議決定)を踏まえ、予見可能性を高める観点から明確化が図られたところであり(平成26年4月に「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改正)、対応済みです。
300928119	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	改正銀行法下での独禁法上の5%ルールの銀行/持株会社での平仄	<p>【制度の現状(現行規制の概要等)】 平成29年に施行された銀行法の下では、銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第12号の3)として認可を得れば、銀行法上の子会社、関連会社(以下、「新会社」という。)とすることが可能。 然しながら、独禁法では、新会社の株式を保有する主体が「銀行」となる場合、独禁法上の5%ルール(独禁法第11条第1項)に抵触することになり、別途、独禁法上の審査が必要となる。 なお、独禁法第11条第1項は、あくまで「銀行」による保有を制限しているため、持株会社による保有に関しては独禁法の審査は発生しない。 また、株式の保有主体が銀行であっても、新会社が、銀行法上の従属業務又は金融関連業務を専ら営む会社等に該当する場合は、独禁法上の「他の国内の会社」から除外されるため(独禁法第10条第3項、同第11条第1項、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社」から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則)、独禁法の制約なく銀行が当該会社の株式を保有することが可能。</p> <p>【具体的要望内容】 銀行業高度化等会社を「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社」から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則」に追加。</p> <p>【要望理由】 銀行業高度化等会社の株式の保有主体が、銀行が持株会社でも、独禁法上の手続性が異なっており、平仄が取れない。 経営戦略上、銀行が銀行業高度化等会社を保有するオプションもあり得るが、独禁法上の認可が発生するため取り得るオプションが制限される。</p>	都銀懇話会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。 この制限を超える議決権の保有等は、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない(同項ただし書)。認可制度の運用において、申請会社による当該議決権の保有等の必要性、当該議決権の保有等による申請会社の事業支配力増大のおそれの有無及びその程度、並びに株式発行会社の属する市場における競争への影響を考慮して、認可の可否が判断されることとなります。 なお、独占禁止法第10条第3項に規定する「他の国内の会社」から除外された会社の議決権を保有等する場合は、当該議決権の保有等は同条第1項等の規制対象となり、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるが審査されることとなります。	独占禁止法第11条	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則	対応不可	独占禁止法第11条の規制の趣旨は、銀行等が一般の事業会社と結び付くことによる競争上の問題を防止することにあるため、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第3項に規定する他の国内の会社から除くものとして公正取引委員会規則で定める会社を定める規則(以下「第10条第3項規則」という。)で規定する会社は、特定目的会社及び金融に関連する業務を営む会社に限られています。これにより、情報通信技術その他の技術を活用した当該銀行の専ら銀行業の高度化若しくは当該銀行の利用者の利便の向上に資する業務又はこれに資すると見込まれる業務を営む会社(以下「銀行業高度化等会社」という。)(銀行法第16条の2第1項第12号の3)には、一般の事業会社も含まれます。 このような事情を踏まえると、銀行が、銀行業高度化等会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無及び株式発行会社の属する市場における競争上の問題の発生のおそれの有無について、認可制度を通じて審査される必要があります。

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
300928217	30年9月28日	30年11月1日	30年11月27日	出版物(書籍・雑誌)に対して「時限再販制度」の導入について	出版物(書籍・雑誌)全てに「時限再販制度」の導入のご検討をいただきたい。出版物の再販制度のメリットである「同じ価格で、誰もが平等に本を買えるようにする」「小さな出版社でも自由に出版活動を行えるようにする」ことは理解できるが、小売業としては、「売れ行きが悪いから値下げして売る」等の行為は必要である。まずは、全ての出版物に対して時限再販制度の導入をご検討いただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	公正取引委員会	商品の供給者がその商品の取引先である事業者に対して再販売する価格を指示し、これを遵守させることは、原則として、独占禁止法第2条第9項第4号(再販売価格の拘束)に該当し、同法第19条に違反するものですが、同法第23条第4項の規定に基づき、著作物(書籍・雑誌、新聞及びレコード盤・音楽用テープ・音楽用CDの6品目をいう。以下同じ。)(については、例外的に同法の適用が除外されています。この著作物の再販適用除外制度は、あくまで再販行為を行っても例外的に同法を適用しないというものであって、再販行為を行うことが制度として義務付けられているものではありません。公正取引委員会では、著作物の再販適用除外制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることにより消費者利益の向上が図られるよう、関係業界に対し、再販契約の対象商品となった後においても出版社の意思で契約の対象から外す時限再販等による運用の弾力化の取組を促しています。現に、出版社の中には、時限再販を実施している出版社もあります。	独占禁止法第2条第9項第4号、第19条、第23条第4項	現行制度下で対応可能	時限再販については、現状においても、出版社の意思により出版物(書籍・雑誌)を対象に実施することは可能となっています。現に、出版社の中には、時限再販を実施している出版社もあります。公正取引委員会では、著作物の再販適用除外制度の下においても、可能な限り運用の弾力化等の取組が進められることにより消費者利益の向上が図られるよう、引き続き、関係業界に対し、同制度の運用の弾力化の取組を促して参ります。		
301018003	30年10月18日	30年11月16日	30年12月18日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	【提案の具体的内容】 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使できる場合等を除く。以下同じ。)(について、規制の対象から除外していただきたい。 【提案理由】 「独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。 「独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生防止」の観点から、顕著な資金量を有し、融資を通して他の会社に大きな影響力を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算し5%以内)。 「信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権とは分別して議決権行使を行う態勢を整えている。それにより、信託銀行の銀行勘定が信託勘定を利用して事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれはない。 一方で、当該規制を遵守するためには、銀行勘定・信託勘定間で部門の分離を図っているにもかかわらず、銀行勘定・信託勘定それぞれで保有する株式に係る議決権数の合計、および議決権を新たに保有する場合だけでなく発行会社の資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要があり、そのための事務負担、システム・ルール等の整備負担には重いものがある。 また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイミングでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内の株式の取得こととする。すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の最大化を図ることの障礙になりかねない。 以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。	一般社団法人信託協会	公正取引委員会	独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社にあつては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第3号により、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得等することによる議決権の保有等(信託勘定での議決権の保有)については、同項の適用が除外されています。 同条第2項では、第1項第3号の場合にあつては、信託銀行が委託者又は受益者から指図を受けず議決権を行使できるような場合限り、他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて有することとなつた日から1年を超えて当該議決権を保有しようとするときは、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならないこととされています。 この制限を超過する信託勘定での議決権の保有は、認可制度の運用において、信託勘定で保有する議決権が銀行勘定で保有するものとは別個に行われ、かつ、これを担保するための社内体制の整備がされていること等の要件を満たせば、期限を付さず認められます。	独占禁止法第11条	対応不可	信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せず総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められているとともに、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能です。 加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところです(平成26年4月)。 一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではありません。当該体制が確保されていないことよって信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要があります。		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に審査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310206033	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	独占禁止法第9条(一般集中規制)の廃止	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条(一般集中規制)については、企業の生産性向上につながる活動を過度に制限・萎縮させざるものであり、廃止すべきである。</p> <p>【提案理由】 昨今、経済のグローバル化が急速に進み、日本国内の市場においても海外企業が参入して競争が促進されるなど、特定の国内企業グループが過度に集中することにより、支配力を有するようになる状況はなくなりつつある。加えて、わが国は「総人口・生産年齢人口の減少」という局面を迎え、大企業であっても市場の変化に対応しながら、事業構造や事業領域を再構築していき必要に迫られている。</p> <p>しかし、日本市場での規模のみに着目して規制を課す一般集中規制により、既存事業分野の売上や事業会社の資産が基準以下とならない限り、新規分野で競争力を持つことができない弊害が生じている。</p> <p>仮に一般集中規制が廃止された場合でも、市場メカニズムの機能が妨げられるような企業結合については企業結合審査等の規制、その他の反競争的な行為については各種行為規制により対処でき、一般集中規制は必ずしも必要ではないと考える。</p> <p>また、公取委は、9条ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに法9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではないとしているが、本規制の存在自体が、事業者に対し当該規制への該当の懸念を招き、その解消のための検証や、公取委への個別相談など、事業者の事業活動に制限或いは負担が加えられていることは事実である。</p> <p>独占禁止法第9条が廃止されれば、日本の企業が、独占禁止法に基づく競争環境を保持しつつも、柔軟な事業構造や事業領域の再構築を進めることができ、グローバルな競争力の強化に繋がる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第9条	対応不可	<p>独占禁止法第9条が規制する事業支配力の過度集中については、これにより、総合的な事業能力の格差の拡大、協調関係の形成やその関係の他市場への波及、相互取引(互惠取引)、排他的な取引関係の形成等が引き起こされる場合や、金融と商工業が結び付いた結果、競争上の問題が広範に生じる場合があり、このような場合には、①事業者の市場への自由な参入が阻害される。②取引先の選択や取引条件の設定についての事業者の自由かつ自主的な事業活動が制約される。③価格、品質、サービスを中心とした公正な競争が妨げられるなどの弊害が生じ、市場メカニズムの機能が妨げられ、この結果、競争にゆがみが生じるおそれがあります。同条の規制が廃止された場合、独占禁止法第10条等の市場集中規制や同法第3条、第19条等の行為規制の規制基準に達しないものの事業支配力の過度集中が生じ、それが問題となった場合であっても、そのような事態に有効に対処する手段が無くならないこと、引き続き、同法第9条を維持し、我が国における事業支配力の過度集中について監視していく必要があると考えられます。</p>			
310206034	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	独占禁止法第9条4項及び9条ガイドラインの改正	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第9条4項及び「事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方」(以下、「9条ガイドライン」という。)について、現在の経済実態に即し、下記3点を要望する。</p> <p>①独占禁止法第9条4項に基づく報告につき、報告時期、頻度を見直すべきである。報告時期については、「毎事業年度終了の日から3月以内」と設定されているが、時期を柔軟に対応できるようにすべきである。頻度については、例えば前年と資産・事業分野売上と大きく変動のない企業については報告を免除する等の運用を検討すべきである。</p> <p>②9条ガイドライン上の「主要な事業分野」の業種について、一律に日本標準産業分類3桁分類を使用するだけでなく、業種によっては2桁分類の使用も認めると、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>③9条ガイドライン上の「大規模な会社」の該当判断の基準を、一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とし、実態に合った報告とすべきである。</p> <p>【提案理由】 ①これまでの公取委の回答として、「これ以上の措置は困難」との見解が示されているが、企業による報告負担のより一層の軽減余地はあると考えられる。法9条4項に基づく報告につき、子会社等における売上再集計作業や数値検査稼働は依然として大きく、個別に報告に向けた調査の体制を組んで対応する必要が発生する会社もあるなど、これら作業を短期間で行うことによる社員の負担は膨大なものになっている。</p> <p>②経済のグローバル化が急速に進み、国内の市場においても海外企業の参入等により、急激に市場構造が複雑化している中、日本標準産業分類は頻繁に更新されているものではなく、現行の3桁分類に基づく分類では、市場の融合や産業をまたがったイノベーション、シェアリングエコノミー等の新しいビジネス形態に対応出来ないケースが想定される。そのような業界については2桁分類による報告を認めることにより、ビジネスの実態に合った評価が可能となると考える。</p> <p>③「大規模な会社」の該当基準が一律に総資産額により判断されることにより、事業者の事業活動に制限が加えられている。事業形態により必要となる資産規模は異なり、不動産や設備を保有して行う事業においては資産が高くなる傾向がある一方、これを保有しないサービス業等では必ずしも資産が高くなる傾向があるなど企業の資産規模とその事業支配力の大小は必ずしも一致するものではない。一律的な総資産額から事業分野ごとの基準とする等によって、ビジネスの実態に合った評価が可能となる。また、実態に即した基準により、新規事業への進出や事業の多角化など、企業活動の活性化が期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第9条	対応不可	<p>独占禁止法第9条では、会社が他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社となることを規制しています。「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的な事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいいます。同法第9条第3項が掲げる三つの会社グループの具体的な形態において9条ガイドライン「(事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方)」で示されています。</p> <p>また、同法第9条4項に基づき、一定の要件に該当する会社は、事業年度終了日から3か月以内に報告書を提出することとされています。</p> <p>提案者の要望内容も踏まえて、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規制を改正し、平成27年4月1日から施行したところ、当該規則改正により、報告に要する作業負担は大幅に軽減されたものと考えます。このため、これ以上の見直しについては措置困難です。また、同年3月31日公表のとおり、9条ガイドライン「(事業支配力が過度に集中することとなる会社の考え方)」の定める基準は同法第9条第3項が掲げる三つの会社グループの具体的な形態を示しているものであって、同ガイドラインの基準に該当することをもって直ちに同法第9条が定める事業支配力の過度集中に該当することとなるものではありません。</p>			

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(「◎」に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		
310206035	31年2月6日	31年3月6日	31年4月5日	独占禁止法第11条における信託勘定に対する議決権保有規制の見直し	<p>【提案の具体的内容】 独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制につき、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権(委託者等が議決権を行使する場合等を除く。以下同じ。)について、規制の対象から除外していただきたい。</p> <p>【提案理由】 独占禁止法第11条に定める議決権保有規制については、平成26年4月1日付「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(以下、ガイドライン)の改正により、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権について、認可要件の一部撤廃等の認可条件が緩和されたものの、依然事務負担および信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が残ることから、更なる緩和をお願いするもの。 独占禁止法第11条は、「事業支配力の過度の集中の防止」および「競争上の問題の発生防止」の観点から、豊富な資金量と有し、融資を通じて他の会社に大きな影響を及ぼし得る銀行および保険会社に対して、株式に係る議決権の保有規制を課している(信託銀行は銀行勘定と信託勘定で保有する株式に係る議決権を合算5%以内)。 信託勘定で保有する株式に係る議決権は、委託者又は受益者が指図を行うことができるものを除き、信託銀行が自己の意思に基づき行使することができるが、信託法等の法令に則り信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであり、その行使結果を公表している。また、銀行勘定で保有する株式に係る議決権と資本政策(自己株式の取得等)によっても変動する議決権保有割合を管理する必要がある。また、ガイドライン改正により認可要件は緩和されたものの、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権が当該規制の対象から除外されない限り、依然、認可が得られず、信託銀行が信託勘定で運用する株式について意図しないタイムラグでの処分を余儀なくされるリスクがあることから、認可申請が必要とならない範囲内の株式の取得にとどめる、すなわち、一部の株式の取得を断念せざるを得ず、受益者の利益の最大化を図ることの障壁にならなければならない。 以上の趣旨を踏まえ、信託銀行が信託勘定で保有する株式に係る議決権につき、独占禁止法第11条に定める銀行に対する議決権保有規制の対象から除外していただきたい。 信託勘定に係る株式に対する機動的・効率的な運用への支障が解消されることで、受益者の利益の最大化に資すると考えられる。また、委託者における議決権保有割合管理の事務負担の効果も期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会	独占禁止法第11条	対応不可	<p>信託勘定で保有する議決権が信託法等の法令に基づき信託の目的に従って受益者の利益のために行使するものであること等の信託勘定の特性については、現行の規定においても既に考慮されており、1年間は認可を要せず総株主の議決権の100分の5を超える議決権を保有することが認められていることと、認可を受ければ1年を超えて保有することが可能である。 加えて、提案者の要望内容も踏まえて、公正取引委員会は、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」を改定し、信託勘定で保有する議決権について、認可要件の一部を廃止するとともに、認可に当たって期限を付さないこととするなど、規制を大幅に緩和したところ(平成26年4月)。 一方で、信託勘定で保有する議決権の行使と銀行勘定で保有する議決権の行使が別個に行われる体制の確保については、法令上、これが担保されているものではないと認められ、当該体制が確保されていないことよって信託銀行が事業会社と結び付くことによる競争上の問題の発生のおそれの有無は、認可制度を通じて審査される必要がありません。</p>		
310206036	31年2月6日	31年3月6日	元年9月27日	地域活性化ファンドに限定した5%ルール要件緩和	<p>【提案の具体的内容】 地域活性化ファンドを組成する際、銀行本体でGP(無限責任組合員)となると、5%ルールに抵触するため少額出資しかできない。銀行本体で、管理運営ができるGP(無限責任組合員)について、地域活性化ファンドを組成する場合に限り、5%ルールを撤廃していただきたい。</p> <p>【提案理由】 現状、地域活性化ファンドを組成する際、銀行は、GPとしてファンドに出資を行いつつ管理・運営を行う場合と、LPとしてファンド出資のみを行う場合がある。このうちGPは、独占禁止法および銀行法の議決権保有規制(5%ルール)の規制対象となっており出資額が限定されるため、その額以上に出資を希望する際には、銀行の関連会社(連結子会社であるリース会社、ベンチャーキャピタル等)がGPとなり管理・運営を行い、銀行はLPとして出資のみを行う場合が多い。この関連会社では、専門知識を持った人員が不足していることから、積極的にファンドを組成することが難しい要因となっている。 現状、銀行本体から関連会社に転籍する等の対応をとっているが、そうした人材は銀行本体での確保となる。また、新たに関連会社を設立するに際して多大な時間・労力が必須となるため、中小の金融機関では取立することを断念してしまっている事業者も想定される。 GPによる出資は地域貢献を目指すファンドへのものであり、ファンドの投資先の事業者に対する事業支配が生じたり、これと結び付きが生じたりすることは想定されず、LPが出資する場面同様、独占禁止法第11条により規制すべき場面ではないと考える。また、ファンドの運用が困難となり、銀行経営の健全性を損なう事態も想定し難い。 規制緩和の許容性という点では、現状、銀行の子会社がGPとなることができること、仮にファンドの運営に支障をきたす事態が発生した場合、結果として親会社の経営等の健全性にも影響が及ぶこととなるため、本規制緩和により、新たに健全性に及ぼすリスクが増加するわけではない。事業支配の点についても同様のことが言える。 現行規制は、銀行による事業支配力の過度な集中の未然防止や、銀行が本業以外の事業により健全性を損なうことがないようにするためと解されるが、地域活性化ファンド組成に阻まれ、規制の実効性は十分に確保されると考えられる。また、出資に係る規制が緩和されれば、銀行が、ファンドの管理・運営資金と資金面の両面で関与することが可能となり、ファンド組成の活性化が期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	公正取引委員会 金融庁	独占禁止法第9条 銀行法第16条の4	対応不可	<p>【公正取引委員会】 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社(以下「銀行等」という。)が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項第4号により、銀行等が投資事業有限責任組合の有限責任組合員(以下単に「有限責任組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得することにより議決権を保有する場合には、同項第1項第4号に基づき同項の適用を除外している一方、銀行等が無限責任組合員となる場合には、事業支配が認められるため、同項が適用されます。このような事情を踏まえ、銀行が地域活性化ファンドの無限責任組合員として他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5%を超えて保有しようとする場合、当該保有等による事業支配力増大の有無等について、認可制度を通じて審査される必要があります。</p> <p>【金融庁】 銀行法上の5%ルールは、銀行が本業以外の事業を行うことにより、経営や財務の健全性を損なうことがないようにする他業禁止の趣旨の徹底を図るために設けられているものです。この点、地域活性化ファンドへ出資する場合であっても同様に、銀行の経営等の健全性を損なうおそれがあると考えられるため、当該規制を撤廃することは困難です。</p> <p>なお、銀行本体がファンドの無限責任組合員として、ファンド業務に従事することは、銀行の業務範囲規制に抵触する可能性があります。</p>		

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
 ○:再検討が必要(◎)に該当するものを除く)と判断し、規制シート上の作成対象とする事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

※「ワーキング・グループにおける処理方針」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、各ワーキング・グループが以下のとおり判断したものです。
 ◎:各WGで既に検討中又は検討を行う事項
 ○:所管省庁に再検討を要請(◎)に該当するものを除く)する事項
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目	ワーキング・グループにおける処理方針
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
310213041	31年2月13日	31年3月6日	元年9月27日	議決権保有制限(いわゆる「5%ルール」)の緩和に向けた要望	<p>1. 地域経済の現状と課題 我が国は本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、東京一極集中の傾向が継続しています。東京圏への転入超過数の大半は若年層であり、地方の生産年齢人口の減少は顕著です。そのような中、地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善は続いているものの、消費や生産といった経済活動には地域間でばらつきがあります。また、高齢化の進展とともに、後継者難、求人難、人件費高騰など、いわゆる「人手不足」による企業の生産・廃業が増加しています。特に、これまで地域経済をけん引してきた中小企業においても、経営の後継者問題が大きな課題となっています。また、中小企業の多くを占めるサービス業の労働生産性は地産業と比べて低く、その生産性向上が喫緊の課題とされています(注1)。</p> <p>(注1)中小企業庁「2018年版中小企業白書」参照。 中小企業経営者から地方銀行に寄せられる相談についても、従来からの「資金調達」「財務内容改善」「販路開拓」に加えて、近時は「事業承継」「生産性向上」などが増加しています。</p> <p>2. 地方銀行の取組み 地方銀行は、「金融仲介」「信用創造」「決済」といった金融機能を長年にわたり地域に提供してきました。そして、地域経済の再活性化のビジネスに協力をし、地域の金融心臓部として地域と共生してきました。例えば、事業再生支援は、銀行が長年にわたって蓄積してきた産業に関する情報や様々なネットワークを活用し、能動的な債卸・引当等銀行自らリスクを取ることで地域経済の安定を目指す取組みです。地域経済の現状に鑑みれば、今後その役割はより重要性を増し、企業のライフステージに応じた課題解決を積極的に変えること、つまり地域の中小企業の様々なニーズに對して金融サービスやコンサルティング機能を適切かつ十分に提供することが求められています。そのため、現在「事業性評価」に基づく融資や事業支援を積極的に実施するとともに、それと交差する態勢整備と人材育成にも努めています(注2)。</p> <p>(注2)金融庁金融研究センター「ディスカッションペーパー(2018年9月)において、「地域金融機関には、これまで以上に金融仲介機能を発揮し、地域企業への成長の押しや経営改善・生産性の向上等、企業価値向上に資するアドバイスやファイナンスを行うことが求められている。(中略)その一環として、「(中略)「事業性評価」が注目されており、事業性評価の概念は多くの地域金融機関に認識されつつある」とされている。 中小企業の経営改善や地域の産業再編を通じた生産性向上、ひいては地域経済の活性化を目指して、地方銀行は取引先企業をはじめとするステークホルダーの皆様とのビジネスパートナーとして「地域の課題」を共有し、その解決に向けてより一層の努力を続けています。</p> <p>3. 規制緩和に向けた要望 地方銀行は、地域経済活性化に向けた取組みの過程において、融資のほか、株式等の取得や保有を求められることがあります。しかしながら、銀行とその子会社が、国内の会社の議決権を合算して、基準議決権数(総議決権の5%を超えて取得・保有)とは、通常として概して低い(いわゆる「5%ルール」)とされています。地域活性化事業会社や事業再生会社に対する出資については、例外措置が設けられ、5%超の議決権保有が可能とされていますが、対象となる会社や保有可能期間が限定的であるため、お客様がご要望に十分に対応しきれない場合があります。また、投資事業有責任組合(ファンド)を通じた場合は、保有対象や期間の制限がなく、5%超の議決権保有が可能とされていますが、短期間で取戻益を上げることが期待される傾向があり、時間をかけ企業支援に取り組むことが難しいと多少ありません。</p> <p>(a) 地域活性化事業会社の議決権 現在、「地域の活性化に資すると認められる事業を行う会社」の議決権については、地域経済活性化支援機構(REVIC)が関与する案件で、かつ投資専門子会社を通じて保有する場合に限り、10年間、40%未満の保有が認められています。REVICが関与する案件以外には、多くの会社が地域経済活性化に資する事業を行っています。また、REVICは2026年3月末までの特設的組織であることを考慮する必要があります。このため、REVICが関与する案件以外にも、地域経済活性化に資する事業を行う会社の議決権を幅広く保有できるよう、投資専門子会社経由での例外措置の対応の拡充を求めます。例えば、議決権の地元企業が参画する案件(地域経済の面的活性化に資する案件等)、銀行等以外の第三者が関与する案件、第三者の関与による事業計画が策定されている案件については例外措置の対象とすべきと考えます。</p> <p>(b) 事業承継にかかる議決権 「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2018改訂版)」によると、「2025年までに70歳を超える中小企業・小規模事業者の経営者は約245万人であり、うち約半数の127万人の後継者が決定である。(中略)現状を放置し、中小企業の廃業が急増すると、10年後の雇用と約60万人の雇用・約2兆円のGDPが失われるおそれがある」とされており、事業承継対策はわが国経済の喫緊の課題となっています。事業承継を検討している経営者からは銀行に対し、円滑な事業承継を行うため相続等に準じた分散する株式を承継してほしいといった要望や、後継者が育つまで、安定株主になってほしいという要望が寄せられています。こうしたニーズに応えつつ事業承継の円滑化に資する観点から、投資専門子会社を通じて、100%までの議決権保有を可能とする例外措置の新設を求めます。なお、保有年数に限定を付すとすれば、5年間以上とすべきと考えます。</p> <p>(c) 事業再生会社の議決権の取得・保有 現在、銀行等が事業再生会社の議決権を保有する場合、裁判所が関与する案件(注3)であれば、原則5年間、中小企業は5年間、100%までの議決権保有を認める例外措置が設けられています。</p> <p>(注3)DESにより株式を取得する場合については、事業再生ADR案件も含む。しかしながら、地域の実態をみると、中小企業の再生案件においては、中小企業再生支援協議会が関与する案件や裁判所管理が中心となる私的再生案件が多く、再生期間に10年程度を要することも少なくありません。裁判所が関与する案件でなくとも、銀行等以外の第三者が関与する案件で銀行等の出資を補い込んだ事業再生計画が策定されている会社を対象とする例外措置の新設を求めます。あわせて、中小企業の議決権を保有する場合の保有期間を10年間に延長することを求めます。</p> <p>4. 銀行→地域経済活性化に向けて 地方銀行は常に地域経済と共生関係にあり、地域経済の持続的成長にコミットすることが地方銀行の存在意義であるとも言えます。そのためにも、地域産業を支える中小企業との強い結びつきを保持しつつ、継続的に支援していくことが不可欠です。本稿における規制緩和によって、中小企業との更なる関係強化と継続的な支援が可能となり、積極的な中小企業支援をはじめとする「地域の課題解決」につながるものと考えます。地方銀行としても、態勢高度化や人材育成等、地域経済活性化に向けた更なる能力向上に努めます。</p>	(一社)全国地方銀行協会	公正取引委員会 金融庁	<p>【公正取引委員会】 独占禁止法第11条第1項では、銀行業又は保険業を営む会社が他の国内の会社の株式に係る議決権(以下単に「議決権」という。)をその総株主の議決権の5%(保険業を営む会社に対しては10%)を超えて有することとなる場合における議決権の保有等を規制しています。ただし、同項ただし書により、銀行が事業再生会社の議決権を保有等に際し、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合については、同項の適用が除外されています。同項の適用除外については、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」(平成14年11月12日公正取引委員会)において、銀行が事業再生会社の議決権の5%を超えて保有等をする場合、裁判所等が関与する案件であれば、原則3年間(中小企業は原則5年間)を限度として認可することとしています。</p> <p>【金融庁】 銀行の一般事業会社の議決権の保有については、上限規制(銀行本体とその子会社で合算5%以下)が課せられています。</p>	独占禁止法第11条 銀行法第16条の2、第16条の4 銀行法施行規則第17条の2、第17条の7の3	検討に着手	<p>【公正取引委員会】 提案のうち公正取引委員会に關係する要望は、(○)事業再生会社の議決権の取得・保有のみですが、銀行による事業再生会社の議決権保有に係る制限(5%ルール)の緩和について、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)を踏まえ、「独占禁止法第11条の規定による銀行又は保険会社の議決権の保有等の認可についての考え方」及び「債務の株式化に係る独占禁止法第11条の規定による認可についての考え方」の改正(案)を令和元年8月7日に公表しました。</p> <p>【金融庁】 地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限(5%ルール)の緩和について、「規制改革実施計画」(令和元年6月21日閣議決定)を踏まえ、銀行法施行規則の改正(案)を同年8月7日に公表しました。</p>	◎	